

調布市個人情報保護審査会意見書（概要）

1 概要

令和3年11月に、東京外かく環状道路事業（以下「外環事業」という。）に関する市政情報公開請求書の個人情報にマスキングをすることなく事業者に送付したことにより、個人情報が漏えいした事案（以下、「本事案」という。）が発覚した。本事案の発生経緯や外環事業における市の個人情報の取扱い等について、調布市個人情報保護審査会において審査を行った。

2 調布市個人情報保護審査会

会長 佐瀬 一男（弁護士）、 副会長 田辺 一男（弁護士）、 委員 小山 宇一（市民）
前村 久美子（社会保険労務士）、 増田 径子（弁護士）、 三浦 詩子（市民）

3 審査会の開催状況

- ①令和4年1月24日（月） 審査会開催（一部非公開）
- ②令和4年1月31日（月） 審査会開催（本事案部分については非公開）
- ③令和4年2月21日（月） 審査会開催（非公開）

※令和4年3月7日（月）に、上記3回の審査会で確認できなかった資料について、委員2人により確認
※調布市情報公開条例に定める非公開情報を取扱う審議部分については非公開で開催

4 審査会意見書（要旨）

(1) 本事案の個人情報の取扱い

市は「日々の業務を行うなかで、個人情報保護への職員の意識が希薄であったことによるミスが本事案を発生させた要因」と公表したが、個人情報を保護することは、そもそも地方公務員たる市職員として最低限守るべき事項であり、基礎的知識として当然理解しておくべきことである。

当審査会では、これまで定例の審査会の中で、繰り返し個人情報の保護の重要性を訴え、市からの諮問事項に対して専門的見地からの審査はもとより、危機管理の観点や市民の視点からも審査し、意見を申し述べてきた。それにも関わらず、本事案が発生してしまったことは誠に遺憾である。

本事案について調布市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に照らすと、第8条第2項（実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。）の趣旨に抵触するものである。

また、個人情報を外部に提供することは条例第12条で厳格に制限されている。本事案においては、同条に規定の例外規定（(1) 本人の同意があるとき。(2) 法令等に定めがあるとき。(3) 出版、報道等により公にされているとき。(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。(5) 実施機関が事務の執行上必要と認めた場合で、調布市個人情報保護審査会の承認を得たとき。）に照らして、いずれにも該当せず、同条に反するものである。

このほか、市は陥没事故直後において事故の原因究明のため、事業者の求めに応じて建築計画概要書（以下、「概要書」という。）を情報提供している。閲覧に供する期間が終了する前の概要書は、所管課窓口で申請すれば誰でも閲覧することができる資料ではあるが、広く積極的に公開しているものとは言えない。事業者から要請があったとはいえ、無条件で概要書に記載の個人情報を外部へ提供することは不適當である。少なくとも事業者からの要請に対して提供する必要のない個人情報についてはマスキング処理をするなどの配慮はあってしかるべきであった。

(2) 外環事業に関する本事案以外の個人情報の取扱い

令和２年度以降令和３年１０月までの市民等からの問い合わせ、相談及び要望等として５９点の資料に記録された３１８件の個別事案が記録された資料が提示された。

アからエの時期別に個人情報をどのように取り扱ったのか検証した。

ア：調布市域における工事開始の時期（令和２年３月～７月頃。１４件）

イ：騒音や振動の発生の時期（令和２年８月～１０月頃。１４件）

ウ：陥没事故発生・空洞確認の時期（令和２年１０月１８日以降。１９７件）

エ：陥没事故原因究明後の時期（令和３年３月以降。９３件）

上記アからエまでの各時期のうち、陥没事故発生前のア及びイの時期の資料は、事業者及び市に対する個人や団体からの問い合わせや要望等が多く、その大半は事業者宛にも同様に送付されていることから、市から事業者への情報提供は行っていないと説明があった。そのため、陥没事故発生後のウ及びエの時期の個人情報の取扱いについて、事業者へ伝えた個別具体の事例を確認し、その検証を行った。なお、事業者へ情報提供したか不明である記録文書については、当該文書を事業者へ提供していた可能性のあるものと仮定し、その取扱いについて検証した。

Ａ：陥没事故発生後など緊急時における個人情報の取扱い（時期ウ及びエ）

住宅が密集する地域の市道上での陥没という極めて危険な状況に際し、住民の生命、身体又は財産の保護を目的に、最大限の対応を行うことは地元自治体としての責務であり、また市民から期待されるものである。他方、災害時などの緊急時においても個人情報の取扱いには十分留意する必要がある、本人同意を得ずに個人情報を外部提供したのであれば、事後に本人に通知する、または、当審査会へ報告し本人への通知を省略する手続きをとる必要があった。当審査会は定期的に開催されており、陥没事故発生直後でなくとも、これらの個人情報の取扱いについて報告し、確認をしておくことはできたと考えられ、これらを行わなかったことは条例第１２条に照らして不適正な対応であったと指摘せざるを得ない。

Ｂ：固定資産税減免の要望書の取扱い（時期ウ）

住民団体から市に対し陥没・空洞発生地域の固定資産税の減免を求める要望があり、その要望の内容を市は事業者へ情報提供している。なお、当該団体からは事業者にも外環事業に関する要望が複数寄せられており、市と事業者の間でも団体の存在は周知の状況であったとのことである。しかし、そうした状況にあっても当該要望書には個人情報の記載があったことから、これにマスキング処理を施すことなく提供していたことは不適切である。

Ｃ：住民団体との面談記録の取扱い（時期ウ及びエ）

市が作成した住民団体との面談記録には、発言内容がそのまま記録され、出席者の氏名や住所などの記載がある。面談中には「要望事項を事業者へ伝える」という趣旨の発言があったが、これをもって個人情報を含めた要望事項を事業者へ伝えることについて出席者個々の本人同意を得ていたと推定できるとは言い難い。この場合においても、個人情報を外部へ提供する必要があるのであれば、事前に個々の本人同意を得ておくことが前提であり、同意を得ていないのであれば、マスキング処理を施すなど、厳格な対応が求められるものである。

５ 再発防止に向けた意見

市の説明から垣間見えるのは、個人情報の取扱いとして外部へ情報提供する際の緊張感の欠如という点である。

個人情報保護制度を所管する総務部総務課においては、本事案を踏まえ、平時の個人情報の取扱いはもとより、災害時などに突発的な対応を行う際にも、市の組織全体で個人情報の適正な取扱いが行われるよう具体的な手引等を整備し、職員への周知徹底や研修の実施など再発防止に向けた取組が求められる。

今後、本事案のような不適切な個人情報の取扱いが二度と起きないように、再発防止に向けた取組が継続的に実行されることを求めるとともに、その取組状況について当審査会に随時報告を求めるものである。当審査会としても引き続き、課題への意見を申し述べていく所存であり、個人情報保護に関し、今後の市の自発的、自律的な取組に期待するものである。